

お客さま各位

## 災害による税務上の救済措置について

### I. 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除)

#### 1. 制度の概要

災害、盗難又は横領によって、資産について損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

#### 2. 雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまることが要件です。

(1) 資産の所有者が次のいずれかであること。

イ 納税者

ロ その年の総所得金額等が38万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族

(2) 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること。別荘や事業用の資産、それに書画、骨とう、貴金属等で1組又は1個の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりません。

#### 3. 損害の原因

震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変によった災害、火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、害虫などの生物による異常な災害及び盗難又は横領のいずれかの場合に限られています。これ以外、例えば詐欺や脅迫の場合には、雑損控除は受けられません。

#### 4. 雑損控除として控除できる金額

次の二つのうちいずれが多い方の金額を控除することができます。

(1) (差引損失額)－(総所得金額等)×10%

(2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円

(注) 損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

#### 5. 差引損失額の計算のしかた

$$\text{差引損失額} = \text{損害金額}^{\ast 1} + \text{災害関連支出の金額}^{\ast 2} - \text{保険金などにより補てんされる金額}^{\ast 3}$$

※1 「損害金額」とは、損害を受けた時のその資産の時価を基にして計算した損害の額です。

※2 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するために支出した金額などです。

※3 「保険金などにより補てんされる金額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などです。

## 6. 雑損控除を受けるための手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。

給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付する必要があります。

(注) この雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が 1000 万円以下の人が災害にあった場合は、「災害減税法」による軽減方法(下記)があります。どちらか有利な方法を選べます。(所法 2、62、71、72、87、120、所令 9、178、203、204、205、206、262、災免法 2)

## Ⅱ. 災害減税法による所得税の軽減免除

### 1. 制度の概要

災害によって受けた住宅や家財の損害金額(保険金などにより補てんされる金額を除きます。)がその時価の1/2以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が 1000 万円以下のときにおいて、その災害による損失額について雑損控除を受けない場合は、その年の所得税が災害減税法により次のように軽減されるか又は免除されます。

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500 万円以下	所得税の額の全額
500 万円を超え 750 万円以下	所得税の額の 2 分の 1
750 万円を超え 1000 万円以下	所得税の額の 4 分の 1

(注) 「所得金額の合計額」とは、純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除後の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、上場株式等に係る譲渡損失及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除後の株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除後の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

### 2. 適用を受けるための手続

災害減税法の適用を受けるためには、確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、原則として確定申告期限内に、納税地の所轄税務署長に確定申告書を提出することが必要です。

### 3. 源泉所得税の徴収猶予及び還付

サラリーマン等の給与所得者の方の場合には、勤務先に「源泉所得税の徴収猶予・還付申請書」を提出すれば、災害のあった日からその年の 12 月 31 日までの給与の支払の際に所得税および復興特別所得税の徴収猶予を受けることができます。

また、当該申請書に勤務先の証明書を添えて所轄の税務署に提出することにより、その年 1 月 1 日から災害

のあった日までの間に源泉徴収された税金の還付を受けることができます。

これらの申請書を提出した年の給与については、年末調整を行うことはできませんので、上記1の減免を合わせて受ける場合には、翌年の2月16日から3月15日までに確定申告書を提出し所得税を精算する必要があります。

(注) 災害により住宅や家財に損害を受けた場合の税金面での救済の方法として、上記のとおり雑損控除があります。いずれか一つ有利な方法を選択できます。(所法72、災免法2、3、災免令1～6、9、10)

### **Ⅲ. 都道府県税の納税の猶予や減免・救済**

この他に、各都道府県によっては、個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税などの納付に関し、その税金の一部または全額が減免される場合もございますので、詳細は各都道府県のホームページなどをご参考下さい。

\*上記のⅠ.～Ⅲ.いずれの取扱いにつきましての詳細は管轄の税務署または各都道府県税事務所等へご確認願います。

以上